

税務・財務情報 第3007号

一般社団法人等を利用した相続税の 節税スキームに規制がかかりました

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、
何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいか！
お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者が
お伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

一般社団法人等を利用した相続税の節税スキームに規制がかかりました

1 はじめに

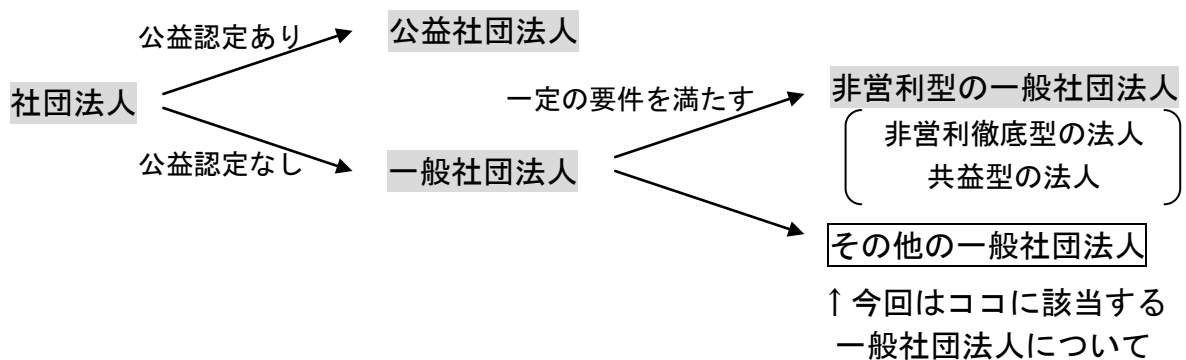
平成 20 年 12 月から一般社団法人等（公益認定を受けていない一般社団法人と一般財団法人を言います。）は登記することで誰でも設立することができるようになりました。

しかし、一般社団法人等の特徴を利用した行き過ぎた相続税の節税が散見されるようになったため、平成 30 年度の税制改正で規制をかける改正が行われました。

今回は、あまり馴染みのない一般社団法人について解説するとともに、どんな相続税の節税スキームの方法だったのか？税制改正でどう規制がかけられたのか？について触れていきたいと思います。このニュースでは多く利用されている一般社団法人を前提に書いていますが、一般財団法人も同じ取り扱いとなります。

2 社団法人の分類

社団法人は法律上「公益社団法人」と「一般社団法人」に区分され、一般社団法人のうち税務上「非営利型の一般社団法人」と「その他の一般社団法人」に区分されます。



3 一般社団法人とは

一般社団法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づいて設立された法人で、営利を目的としない「非営利法人」です。「非営利」と聞くとボランティアのような利益を得ないことと誤解されがちですが、利益を上げても問題はありませなし、事業内容も特に制限がありません。一般社団法人の「非営利」とは利益を出資者に分配してはいけないという意味です。株式会社で言い換えると、利益を株主へ配当することができないということです。

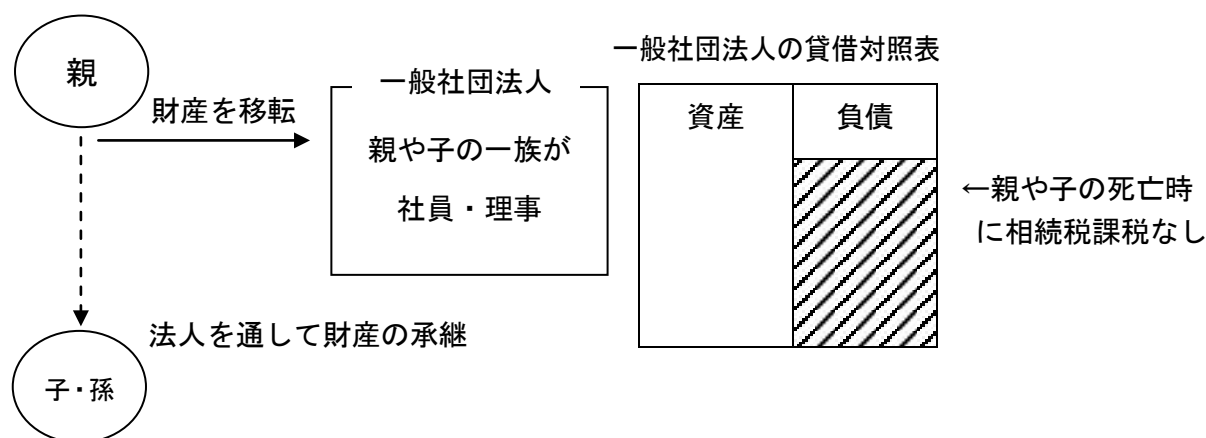
一般社団法人と株式会社との違い

	一般社団法人	株式会社
法人の目的	非営利	営利
設立者	社員 2 名以上	発起人（株主）1 名以上
業務執行（役員）	理事 1 名以上	取締役 1 名以上
意思決定機関	社員総会	株主総会
出資の持分	なし	あり（＝株式）

4 一般社団法人を利用した相続税の節税スキーム

一般社団法人は出資の持分がないという特徴を持っているため、個人の財産を一般社団法人へ移転した場合、その財産は一般社団法人のものになり社員や理事に相続があったとしても相続税の対象になりません。そのため、一族で実質的に支配することで相続税を回避して財産を承継することが可能でした。

イメージ図



5 平成 30 年税制改正の内容

①課税対象者と要件

一般社団法人の理事（相続開始前 5 年以内において理事であった者を含みます）が死亡した場合に、その一般社団法人が「特定一般社団法人」に該当するときは、その特定一般社団法人に対して相続税が課税されるように改正されました。

「特定一般社団法人」とは次の要件のいずれかを満たす一般社団法人です。

- イ. 相続開始直前の同族理事の総理事数に占める割合が 2 分の 1 を超える
- ロ. 相続開始前 5 年以内に、同族理事数の総理事数に占める割合が 2 分の 1 を超える期間の合計が 3 年以上ある

同族理事とは

一般社団法人の理事のうち、被相続人、配偶者、3 親等内の親族、その他被相続人と特殊の関係がある者（例えば、同族会社の従業員など）を言います。

②相続税の課税対象額

特定一般社団法人は、次に計算した金額を死亡した理事から遺贈により取得したものとみなされます。

$$\text{相続税の課税対象額} = \frac{\text{特定一般社団法人の純資産額}}{\text{理事が死亡した時の同族理事（被相続人を含む）の数}}$$

③適用時期

平成30年4月1日以後の一般社団法人の理事の死亡にかかる相続税から適用されます。ただし、平成30年3月31日以前に設立されていた一般社団法人については、経過措置として平成33年4月1日以後の一般社団法人の理事の死亡にかかる相続税から適用されます。

6 税制改正による影響

今回の税制改正で、一般社団法人を一族で実質的に支配している場合について相続税を課税することとなりましたが、課税される要件はあくまでも同族関係者の理事数が基準となっているため、同族理事を減らして要件から外すことも考えられます。または相続税の課税対象額が理事数の頭割りで計算されるため、同族理事を増やすことで1人あたりの純資産額を減らすことも考えられます。

もちろん、上記の対策は一族の支配権や法人の運営に影響があるため、簡単にはできませんが対応策はありそうです。このような課税逃れの方法が横行するようになれば、さらに一般社団法人への規制が強化される可能性もあるのではないのでしょうか。

7 最後に（非営利徹底型について）

平成30年の改正は **2** の分類で「その他の一般社団法人」に対する規制です。もう一つの「非営利型の一般社団法人」は今回の税制改正にある相続税の課税要件よりも厳しい要件をクリアしている法人ですので、税制改正による影響はありません。

「非営利型の一般社団法人」に該当する場合のメリットは、個人から一般社団法人に財産を譲渡または寄付する際の所得税、法人税、贈与税等の課税がされずに移転することが可能になることです。

今後「その他の一般社団法人」への規制が強化されていくことがあれば「非営利型の一般社団法人」にも注目が集まりそうです。